

**国家知的財産機関
(N I I P)
(カザフスタン)
(指定官庁又は選択官庁)**

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 KZ. I

略語のリスト

国内官庁： 国家知的財産機関 (N I I P) (カザフスタン)

K P L： カザフ特許法

指定（又は選択）官庁 KZ	国家知的財産機関 (NIIP) (カザフスタン) 国内段階に入るための要件の概要	概要 KZ
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	カザフ語又はロシア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内手数料 ²	通貨：カザフ・テング（KZT） 特許： 出願手数料 ³ KZT 20,320.16 実体審査手数料 KZT 66,959.20 最初の3年間の年金、各年 KZT 20,320.16 実用新案： 出願手数料 ⁴ KZT 16,450.56 最初の3年間の年金、各年 KZT 16,450.56	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	審査手数料は、国際調査報告書又は国際予備審査報告書が作成されている場合には20%減額される	

[次頁に続く]

- PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から2か月以内に提出しなければならない。出願人は、追加手数料を支払うことによって、この期間を2か月以内であれば延長することができる。
- この手数料は付加価値税（VAT）の対象となる。出願人は最新のVAT適用料率について受理官庁又は登録弁理士に問い合わせされたい。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内、又は国内段階移行の日から2か月以内に支払わなければならない。この期間は11%の割増料の支払を条件として更に2か月延長することができる。2020年12月23日のNIIP No. 254の長官命令によって、電子形式及び紙形式の各出願の手数料は同一額に改正された。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内、又は国内段階移行の日から2か月以内に支払わなければならない。2020年12月23日のNIIP No. 254の長官命令によって、電子形式及び紙形式の各出願の手数料は同一額に改正された。

KZ	国家知的財産機関（N I I P） （カザフスタン）（続き）	KZ
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ⁵	出願人が同一でない場合は、優先権出願の譲渡書 ⁶ 出願人がカザフスタンに居住していない場合は、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をするために登録されている弁理士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準・支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から3か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

KZ. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

PCT Rule 17.2(a)

KZ. 02 優先権書類（翻訳）

国内官庁は、審査に必要な一部の場合にのみ、特別の通知によってロシア語又はカザフ語の優先権書類の翻訳文を提出するよう出願人に求める。国内官庁は、通知に定める期間内に優先権書類の翻訳文を提出するよう出願人に求める。

KZ. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KZ. I に概説されている。

KPL Art. 22(7)
22(13)
5(3)

KZ. 04 審査請求

特許権は実体審査後に初めて付与される。実体審査は所定の手数料（附属書KZ. I 参照）の支払後に行われ、手数料は方式審査結果の通知日から3か月以内に支払うことができる。

KZ. 05 代理

カザフスタン国外に居所を有する出願人は、国内官庁に対して手続するよう登録されている弁理士を選任しなければならない。登録弁理士の名簿は、司法省ウェブサイト：<https://www.gov.kz/memleket/entities/adilet/documents/details/42849?lang=ru> 及び E-Government ウェブサイト：https://egov.kz/cms/en/articles/patent_agent から入手できる。

PCT Art. 28
41
KPL Art. 21

KZ. 06 出願の補正及びその時期

出願人は、国際段階へ移行した後2か月間、自己の国際出願のいずれの要素についても、手数料を支払わずに自発的に補正又は補充をする権利を有する。ただし、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。この期間の経過後であって付与の決定前については、この補正又は補充は所定の手数料の支払があった場合にのみ行うことができる（附属書KZ. I 参照）。

PCT Art. 4(3)
43
PCT Rule 49bis.1
(a), (b)
76.5

KZ. 07 実用新案

出願人がカザフスタンにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。

KZ. 08 国際出願が特許ではなく実用新案を対象とする場合、要件は基本的に特許と同様であるが、実体審査は行われない（附属書KZ. I 参照）。

KZ. 09 国際出願日から5年経過後、特許権者から請求があれば、国内官庁は実用新案の期間を最大で3年延長することができる。

KZ. 10 年金

特許が付与された後、特許を有効に維持するために年金を支払わなければならない。最初の年金は、特許付与に関する情報の公告日から2か月以内に支払う。その後の年金はすべて対応する年度の開始前に支払う。指定期間満了後であるが6か月以内に年金を支払う場合には、年金額は50%割増となる。年金未払により失効した特許は、対応する年金支払期間の満了後3年以内であれば回復できる。年金額は附属書KZ. I に表示されている。

PCT Art. 25	KZ. 11 PCT第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条に基づく検査により、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局による過失を否定する場合には、この決定に対する審判を国内審判当局に請求することができる。
PCT Rule 51	
PCT Art. 24(2)	KZ. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階において又は国内官庁に対し出願人が国際出願に関連する行為をするための期間を逸した場合には、出願人の請求により、請求が正当と認められ、回復手数料を支払うことを条件として（附属書KZ.I参照）、国内官庁がその期間を延長することができる。
48(2)	
PCT Rule 82bis	

手 数 料¹

(通貨：カザフスタン・テンゲ (KZT))

特 許

出願手数料 ²	20,320.16
審査手数料	
－ 1個の発明	66,959.20
－ 1個を超える発明ごとに	53,519.20
(国際調査報告又は国際予備審査報告が作成されている場合、審査手数料は20%減額される)	
回復手数料	
－ 逸失した期間の満了から12か月以内	31,534.72
出願の補充又は補正手数料	5,224.80
保護権利付与、発明者証及び特許データ公開書類の作成手数料	33,253.92
特許年金	
－ 第1年度から第3年度、各年	20,320.16
－ 第4年度及び第5年度、各年	30,150.40
－ 第6年度及び第7年度、各年	39,279.52
－ 第8年度から第10年度、各年	60,295.20
－ 第11年度及び第12年度、各年	79,950.08
－ 第13年度から第15年度、各年	120,574.72
－ 第16年度から第18年度、各年	140,229.60
－ 第19年度及び第20年度、各年	159,875.52
回復手数料	
－ 逸失した特許年金支払期間の満了から3年以内	11,299.68
実用新案	
出願手数料 ²	16,450.56
出願の補充又は補正手数料	5,224.80
保護権利付与、発明者証及び特許データ公開書類の作成手数料	33,253.92
年 金	
－ 第1年度から第3年度、各年	16,450.56
－ 第4年度から第8年度、各年	47,855.36

1 この手数料は付加価値税 (VAT) の対象となる。出願人は最新のVAT適用料率について受理官庁又は登録弁理士に問い合わせさせたい。

2 2020年12月23日のNIIP No. 254の長官命令によって、電子形式及び紙形式の各出願の手数料は同一額に改正された。

手数料の支払方法

手数料の支払はカザフ・テンゲ建で行わなければならないが、米国・ドル、ロシア・ルーブル又はユーロ建による同等額の支払も認められる。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称、並びに、為替、銀行手形又は現金によって支払われた手数料の種類を表示しなければならない。“Nurbank” JSC に対応する銀行経由での銀行振込による支払も可能である。

銀行の詳細は次の国内官庁ウェブサイトから確認することができる。

<https://qazpatent.kz/en/qazpatent-turaly/bank-rekvizitteri>